



『Safe Work KOCHI見える化運動』実施要綱

1 趣旨

安全衛生の「見える化」とは、通常、視覚的に捉えられない危険・有害性を作業者に対して可視化〔見える化（見える、見えるようにする、なかなか見えないものを容易に見せるようにする）〕し、それを活用することによって行う効果的な安全活動のことであり、『Safe Work KOCHI見える化運動』は、労働災害の防止・死亡災害の撲滅に向けて、県内各事業場が「見える化」に取り組むことによって、すべての労働者が安全に安心して働くことができる職場の構築を目指す啓発活動である。

高知労働基準監督署では、平成30年度を初年度とする「第13次労働災害防止計画」（以下「13次防」という。）を策定し、労働災害の減少目標に加えて重点対策ごとに数値目標を定めて、重点的な取組を推進しているところであるが、13次防で定める目標を達成するために、経営トップや労働者一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性を高め、本運動をリスクアセスメントの普及促進の足がかりとし、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて目指すものである。

このため、労働行政と各労働災害防止関係団体が連携して労働災害を減少させるための取組を積極的かつ効果的に推進するとともに、安全の「見える化」を進めるための周知啓発活動を展開することとする。

2 主唱者

高知労働基準監督署

3 協賛者

高知労働基準協会、（一社）高知県労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会高知県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会高知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会高知県支部、港湾労働災害防止協会高知支部、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会高知支部、高知産業保健総合支援センター

4 実施期間

平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3か年とする。

5 実施事項

主唱者・協賛者・事業者は運動期間中、次の事項を実施する。

(1) 主唱者の実施事項

本運動に係る周知啓発資料等の作成・配布

本運動を効果的に推進するための団体等への協力要請

監督指導・個別指導、集団指導、署窓口における機械・設備の設置届、労働者死傷病報告の受理時等あらゆる機会を捉え、本運動の周知・推進を指導する。

協賛者及び事業者が実施する事項への協力

事業者が実施する安全の「見える化」事例の収集及び事例集の作成（令和2年度）

「見える化」事例のパネル展の実施（最終年度）

(2) 協賛者の実施事項

本運動に係る周知啓発

「見える化」に関する会員事業場等への指導援助

本運動を推進するための備品の普及促進及び関係事業場への周知

協賛者が実施する安全衛生大会等の場において、会員事業場等が実施する

「見える化」事例のパネル展等の実施（最終年度）

主唱者が実施する事項への協力

(3) 事業者の実施事項

「安全宣言」の実施

職場環境に潜む危険の「見える化」の推進

作業方法に潜む危険有害性情報の「見える化」の推進

安全衛生管理情報の「見える化」の推進

定期的な職場点検、巡視の実施

安全衛生委員会等における「見える化」運動の推進のための協議

経営トップによるゼロ災宣言の実施

主唱者及び協賛者が実施する事項への協力